

LIBERAL&DEMOCRATIC

自由民主 衆議院議員 池田よしたか

自由民主党 愛知県第3選挙区支部長
選挙区(名古屋市 昭和区・緑区・天白区)



新法制定に至った池田議員の活動の経緯を中面でみなさんにお伝えします。池田議員は新法を理解共有することで、子供たちのより良い教育環境を共に育んでいきたいと考えています。

教員による児童生徒に対するわいせつ行為は年々増加傾向あり、昨今では教育職員免許法の見直しについて少しづつ声が上がるようになっていた。しかし、池田議員がこの問題に着手しようとしたおよそ5年ほど前には、根本的な問題に言及する声はほとんどなかった。衆議院文部科学委員会理事など教育改善に力を入れて活動していた池田議員にとって、それは決して見逃すことのできない重大事案となり、今まで糾余曲折を経て新法の成立に至ったのである。

2021年(令和3年)5月28日、教育職員免許法を改正した新法(「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」)が全会一致で成立した。これまでの教育職員免許法では、わいせつ行為で懲戒免職处分を受けた教員であっても、3年後に教員免許の再交付を申請すれば、容易に再び教壇に立たせないよう改善したのである。以前から大きな欠陥と指摘されながらも手つかずだった法の改正を果たし、子供たちが安心して学べる環境をつくるため、5年以上の長い歳月をかけて尽力してきたのが衆議院議員(自由民主党愛知県第3選挙区支部長)の池田佳隆さんである。

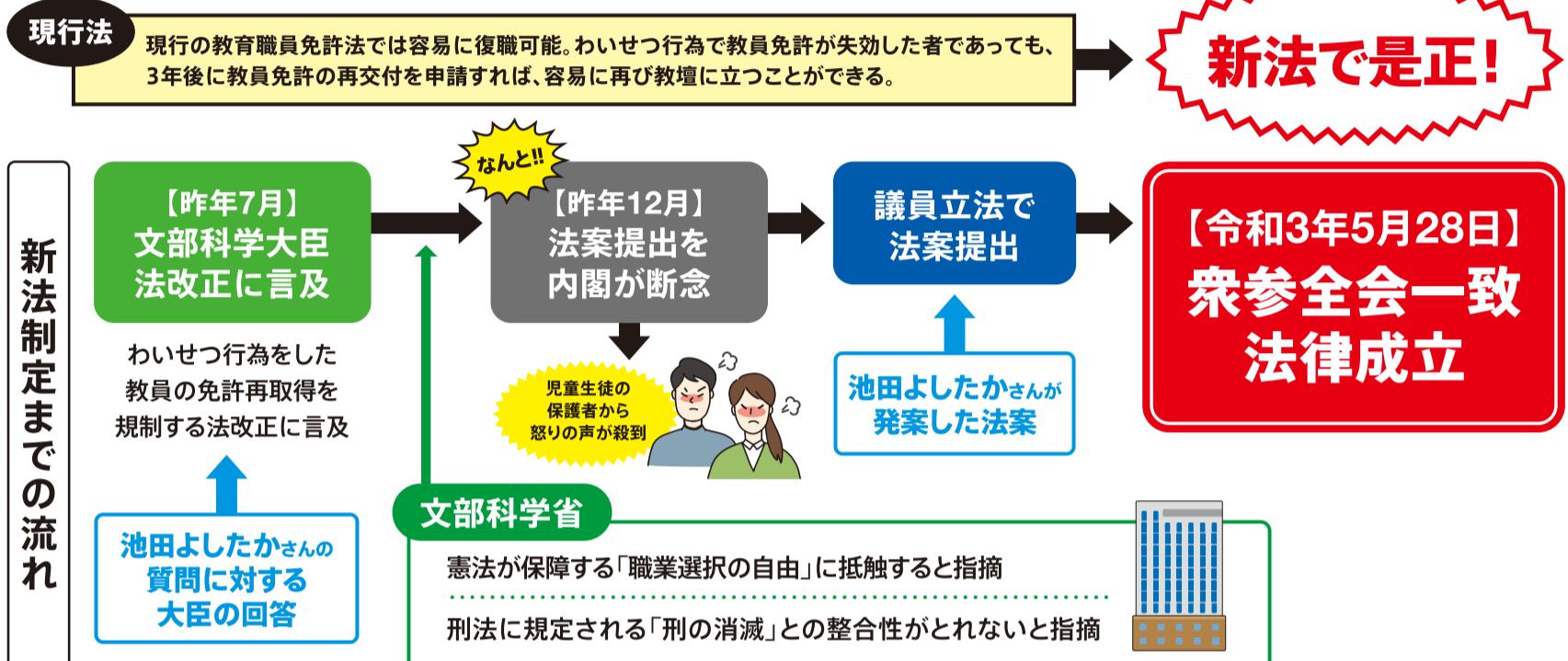
教員による児童生徒に対するわいせつ行為は年々増加傾向あり、昨今では教育職員免許法の見直しについて少しづつ声が上がるようになっていた。しかし、池田議員がこの問題に着手しようとしたおよそ5年ほど前には、根本的な問題に言及する声はほとんどなかった。衆議院文部科学委員会理事など教育改善に力を入れて活動していた池田議員にとって、それは決して見逃すことのできない重大事案となり、今まで糾余曲折を経て新法の成立に至ったのである。

わいせつ教員を排除し、子供たちが安心して学べる学校教育環境を実現

わいせつ教員から子供たちを守る、わいせつ教員対策法
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」成立。



池田よしたかさんが 5年の歳月をかけて発案した新法です!!



- ここがポイント!!**
- 1 教員による子供たちへのわいせつ行為を「児童生徒性暴力」と名付け、「違法行為」と定めました。
 - 2 児童生徒性暴力によって教員免許が失効した者が、教員免許再交付を申請しても、わいせつ教員でなくなったことが合理的・客観的に認められない限り、教員免許は再交付されません。
 - 3 児童生徒性暴力を行ったわいせつ教員の過去から現在に至るまでの教員免許情報が掲載されたデータベースが、教員採用時に活用されるため、わいせつ教員が採用されないことになります。



2021年5月21日
衆議院文部科学委員会



2021年5月25日
衆議院本会議



2021年5月27日
参議院文教科学委員会



2021年5月28日
参議院本会議

国民みんなが生きる喜びを持ち続けられる国づくり

衆議院議員 池田よしたか

自由民主党 愛知県第3選挙区支部長
選挙区(名古屋市 昭和区・緑区・天白区)

• 慶應義塾大学院修了(東海高校 第37回卒)
• 名古屋青年会議所 理事長('04)
• 日本青年会議所 会頭('06)
• 名古屋市立小中学校PTA協議会 常任理事('08)
• 名古屋市立小学校PTA会長('08~'10)
• 自由民主党愛知県第3選挙区支部 支部長就任(公募)('11)
• 第46回衆議院議員総選挙 愛知4区にて初当選('12)
• 第47回衆議院議員総選挙にて2期目当選('14)
• 第48回衆議院議員総選挙にて3期目当選('17)

私たちも池田よしたかさんを応援しています。

名古屋 〒468-0037 愛知県名古屋市天白区天白町野並上大塚124-1 国会事務所 〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館511号室
TEL:052-838-6381 FAX:052-838-6382 TEL:03-3581-5111 FAX:03-3508-3996

昭和区 県議会議員 成田 おひむく
昭和区 市会議員 西川 ひさみ
緑区 県議会議員 渡辺 のぶる
緑区 市会議員 中里 高之
緑区 市会議員 岩本 たかひろ
天白区 県議会議員 須崎 かん
天白区 市会議員 成田 たかゆき

夢の中でも新法を考案していた。
そんな日が何年も続いたが、
子供たちの声が背中を押してくれた。

子供たちの笑い声こそ平和の証。

時々散歩をしていると、近くの小学校の校庭から聞こえてくる子供たちの声。池田議員は周囲にこだまするその声が好きだ。子供たちが元気いっぱいで楽しそうだと見ている大人も樂くなる。そして、平和な日本を実感できる。紛れもなく子供たちは、日本の将来を担っていく大切な宝である。もしもその大切な子供たちを脅かすものが、教育現場にあるとするならば、それを是正し守ついくことは大人の責務であり、政治家としての使命もある。今からおよそ5年前、池田議員はそう強く心に刻んだ。

教育改革の活動で気づいた法の違和感が池田議員を突き動かした。

衆議院議員として初当選以来、池田議員は衆議院文部科学委員会理事や自由民主党文部科学部会部会長代理などを歴任し、一貫して教育改善に力を入れて活動してきた。議員になる前には、名古屋市立小学校のPTA会長を3年間務め、教育現場の様々な問題も目の当たりにしてきた。こうした経験も活かしながら、とくに教育現場における政治的中立性の維持を重んじ、主権者教育を推進し、法改正により選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた6年前には、高校生向けの副教材を作成するなど精力的に活動した。

政治的中立性の実態を探る上で、教員の懲戒免職の状況を把握すると、驚くべき実態を見つけることになる。懲戒免職になった教員は7～8割が児童生徒へのわいせつ行為によるものだということだ。これは異常なことではないだろうか。そんな事態になる要因がどこに池田議員が教育職員免許法の改正に取り組み始めて6年余り、わいせつ教員の排除の目的を絞つ5年。これまでの取り組みは着実に浸透し、党内において多くの賛同を得るようになつた。そして、同じ志を持つ公明党の浮島智子衆議院議員と共に、法改正へのアクセルを踏んだ。これまでの地道な活動が呼び水となり、当時の安倍内閣は令和2年度からの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、教員免許状の管理のあり方や現行の教育職員免許法の見直しについて検討を進めることを決めたのだ。

こうした追い風の中、2020年（令和2年）7月、これまで政府に働きかけてきた池田議員は衆議院文部科学委員会において質問を持てて質問に立ち、これまで取り組んできた教育職員免許法の改正案を提出し、「次の通常国会には教育職員免許法の改正案を提出し、子供たちにわいせつ行為を行った教師が二度と全国の国公私立学校の教壇に立てないような法制度にすることこそが、政府、文科省の使命・責任だ。」こうした池田議員の発言を受け、萩生田光一文部科学大臣が答弁した。「この問題は、私としても非常に重要な問題と考えておりますので、私の責任においてできるだけ速やかな法案提出を念頭にしっかりと進めてまいりたいと思います。」大きな希望の光が見えた瞬間だった。

法案提出を内閣が断念。
それでもあきらめはしない、
執念の議員立法へ。

2020年（令和2年）12月25日。耳を疑う情報が舞い込んできた。
（わいせつ教員対策法案の国会提出を内閣が断念）こんな仕打しがあるだろうか。奇しくもこの日はクリスマス。子供たちは本当に申し訳ない気持ちでいっぱいになり、池田議員は己の力のなさを嘆いた。

萩生田光一文部科学大臣によると、内閣法制局と相談を重ねてきた結果、いまだ法制上乗り越えられない課題があるとのことだった。つまりは、憲法第二十二条、職業選択の自由に抵触するということだ。そしてまた、刑法第三十四条の二、刑の消滅との整合性が取れないという理由からである。萩生田大臣の「忸怩たる思いがある」とい

あるのか、池田議員はさらに深く調査し、情報を探つていなくて、「教育職員免許法」の内容に大きな違和感を感じた。以来、わいせつ教員排除的目的を絞つて活動を始める事になる。実に5年も前のことである。

わいせつ行為で懲戒免職を受けた教員であっても、3年後に教員免許の再交付申請すれば、容易に再び教壇に立つことができる。それだけではない。強制わいせつや強制性交の暴力的性犯罪によって懲役の刑を受けた教員であつても、服役後10年経てば刑が消滅し、教員免許の再交付を申請すれば再び教壇に立つことができる。

池田議員が教育職員免許法の欠陥に気づいた頃、新聞記事に目を向ければわいせつ教員の懲戒免職記事が目に留まる。それが思つたよりも少なくないことに驚かされる。一度わいせつ行為によつて懲戒免職処分を受けた後教員免許を再取得し再び採用として同じ犯罪を繰り返すのだ。さらにはひどい場合は、懲戒免職後3年経たずして再び採用となり、わいせつ行為を繰り返すケースもある。わいせつ行為の再犯率が高いたと考えるのが妥当だ。2018年当時の文科省の発表によると、その年の懲戒免職となつたわいせつ教員は実に282人で、当時過去最高高人気となつた。ただし、この数は氷山の一角に過ぎない、潜在的なわいせつ教員がかなり存在するのが妥当と考えるべきだ。これは明らかに法の欠陥が招いた結果だ。

「法律を変えなくてはいけない。」池田議員のその決意はゆるぎないものだった。躊躇している時間はない、行動あるのみだ。

再犯率の高い性犯罪が、法の欠陥によつて横行する教育現場。

わいせつ行為で懲戒免職を受けた教員であつても、3年後には教員免許の再交付を申請すれば、容易に再び教壇に立つことができる。それだけではない。強制わいせつや強制性交の暴力的性犯罪によつて懲役の刑を受けた教員であつても、服役後10年経てば刑が消滅し、教員免許の再交付を申請すれば再び教壇に立つことができる。

池田議員が教育職員免許法の欠陥に気づいた頃、新聞記事に目を向ければわいせつ教員の懲戒免職記事が目に留まる。それが思つたよりも少なくないことに驚かされる。一度わいせつ行為によつて懲戒免職処分を受けた後教員免許を再取得し再び採用として同じ犯罪を繰り返すのだ。さらにはひどい場合は、懲戒免職後3年経たずして再び採用となり、わいせつ行為を繰り返すケースもある。わいせつ行為の再犯率が高いたと考えるのが妥当だ。2018年当時の文科省の発表によると、その年の懲戒免職となつたわいせつ教員は実に282人で、当時過去最高高人気となつた。ただし、この数は氷山の一角に過ぎない、潜在的なわいせつ教員がかなり存在するのが妥当と考えるべきだ。これは明らかに法の欠陥が招いた結果だ。

「法律を変えなくてはいけない。」池田議員のその決意はゆるぎないものだった。躊躇している時間はない、行動あるのみだ。

性犯罪・性暴力対策の集中強化方針を追い風に、法改正への強い思いを文科省へ希求。

（左上）

裁量的授与権を正しく行使するために、新法ではわいせつ行為で懲戒免職した過去から現在までの教員の情報報を二元管理する。また、タイムラグなくデータベース化して教員の任命・採用権者が照会ができるものとする。さらに、新法の大きな柱となるのは、（児童生徒性暴力）の禁止。これは、児童生徒の同意の有無にかかわらず、教員による児童生徒への性交やわいせつ行為を全て違法行為にするという規定である。刑法では、暴行または脅迫を用いた性交は強制性交等罪になるが、児童生徒が13歳以上で同意の上であれば咎められない。しかし、新法では、教員が児童生徒への性交やわいせつ行為を行えば、たとえそれが同意の上でも許されないので、刑法よりも厳格に規定したのは、18歳未満という未熟さにつけ込んだ教員による卑劣な性暴力を未然に防ぐためである。わいせつ教員の採用による再犯防止のみならず、様々な教員による性犯罪を想定して厳格につくり上げたのである。

裁量的授与権を正しく行使するために、新法ではわいせつ行為で懲戒免職した過去から現在までの教員の情報報を二元管理する。また、タイムラグなくデータベース化して教員の任命・採用権者が照会ができるものとする。さらに、新法の大きな柱となるのは、（児童生徒性暴力）の禁止。これは、児童生徒の同意の有無にかかわらず、教員による児童生徒への性交やわいせつ行為を全て違法行為にするという規定である。刑法では、暴行または脅迫を用いた性交は強制性交等罪になるが、児童生徒が13歳以上で同意の上であれば咎められない。しかし、新法では、教員が児童生徒への性交やわいせつ行為を行えば、たとえそれが同意の上でも許されないので、刑法よりも厳格に規定したのは、18歳未満という未熟さにつけ込んだ教員による卑劣な性暴力を未然に防ぐためである。わいせつ教員の採用による再犯防止のみならず、様々な教員による性犯罪を想定して厳格につくり上げたのである。

2021年5月28日、新法成立。

今年の通常国会が、新法を成立させるためのラストチヤンスだった。子供たちを守りたいという強い思いが池田議員の執念を燃やし、ついに新たな法案を提出した。

2021年（令和3年）5月28日、新法成立。池田議員とチームの想いは見事に実現した。

この数ヶ月間、険しい表情で法案を作成しながら、与野党議員の働きかけに尽力してきた池田議員も、ひとつの責務を果たした喜びと安堵に包まれて、その表情は柔らかだつた。おそらく、彼の耳には子供たちの元気にはしゃぐ声が聞こえているのだろう。



IMAGE PHOTO

教員免許失効情報が共有され
にくい現状で、わいせつ教員は
その抜け道を悪用する。

たとえ懲戒免職後3年が経過して免許が再交付され
たとしても、そもそも採用されなければいいではない
か。池田議員にそんな疑問が浮かんだ。しかし、教員免許
の情報管理にも大きな問題があったのだ。

教員免許の失効情報は、官報に公告する義務が国に与
えられており、しかし、検索が困難な上に懲戒免職の理
由まで開示されていない。そのため各都道府県の間で
は具体的にどのような非違行為があつたかは情報が共
有されていない。また、教員免許を失効してからその情
報が官報に公示されるまでには数ヶ月のタイムラグがあ
る。その間にも懲戒免職したわいせつ教員は、懲戒免職
をした地とは別の都道府県へ（行けば再び教員として採
用されてしまうこともある）。教員の免許情報管理は、わ
いせつ教員を排除するために全く不十分なものとなつて
いた。

池田議員は官報に懲戒免職の具体的な理由を載せるよ
うに働きかけたが、個人情報保護法を盾に、躊躇される。
後道ができてしまつ。それを危惧した池田議員は日
本のあらゆる免許制度を調べ、その中でも道路交通法の
例を参考に情報管理と運用を提言した。道路交通法は
都道府県公安委員会が運転免許を交付する仕組みであ
り、都道府県教育委員会が教員免許を授与する教育職
員免許法と構造が同じ。運転者管理システムによって警
察庁が運転者情報を二元管理して即時情報照会できて
いる。このような免許管理システムを構築することを推
し進め、3年前から官報情報検索システムを運用させ
たが、このシステムでもタイムラグはまだ残り、また懲戒
免職理由の開示には至らず課題を残した。

